

新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

I 期間

- 令和3年(2021年)9月13日～9月30日（緊急事態宣言）
- 改正 令和3年(2021年)10月1日～（緊急事態宣言解除）
- 改正 令和3年(2021年)10月28日～
- 改正 令和3年(2021年)12月1日～
- 改正 令和4年(2022年)1月7日～
- 改正 令和4年(2022年)2月9日～

II 基本方針

「学校に持ち込まない（感染源を絶つこと）、学校内に広げない（感染経路を絶つこと）」を基本に、校園内では、十分な感染予防対策を実施したうえで教育活動を行う。

III 感染防止対策

1 感染源を絶つこと

(1) 健康観察の徹底

園児児童生徒（以下「児童等」という。）は、毎日、登校前の家庭における健康観察を徹底するよう保護者に依頼し、下記(ア)から(コ)の各項目のいずれかに該当する症状がある場合は自宅で療養するよう保護者へ依頼する。（出席停止扱い）

ただし、基礎疾患等により、日常的に各項目のいずれかの症状がある場合は、別途、かかりつけ医に相談しておく。

- (ア) 発熱（普段の体温より高い状態（38℃以上は明らかな有熱、37℃以上は本人の感覚か保護者の判断による））がないか（かかりつけ医に相談）
- (イ) 普段より強い咳症状はないか（かかりつけ医に受診）
- (ウ) 普段よりも強い呼吸困難（息苦しさ）はないか（かかりつけ医に受診）
- (エ) 安静にしていても全身倦怠感（しんどさやだるさ）はないか（かかりつけ医に相談）
- (オ) 咽頭痛はないか（かかりつけ医に受診）
- (カ) 普段よりも強い鼻汁、鼻づまりがないか（花粉症等の症状を除く）（耳鼻科に受診）
- (キ) 味覚や嗅覚に異常はないか（耳鼻科に受診）
- (ク) 腹痛、下痢、頭痛、めまいなどがないか（かかりつけ医に受診）
- (ケ) その他、平常と異なる体調異常がないか（かかりつけ医に受診）
- (コ) 同居家族で上記(ア)～(ケ)の症状がないか

(2) 発熱等の風邪症状がある場合の出席停止

児童等に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合は自宅で療養する。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

また、同居する家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合も自宅での健康観察とする。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

なお、児童等及び同居する家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の疾病と診断した場合は、出席停止を解除する。

(3) 児童等又は同居する家族が感染又は濃厚接触者に指定された場合の出席停止

- ① 児童等が感染した場合は、保健所又は医療機関（以下「保健所等」という。）が指定する日まで出席停止とする。
- ② 児童等が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するPCR検査等により、陰性が確認され、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ③ 同居する家族が感染した場合は、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ④ 同居する家族が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するPCR検査等により、陰性が確認されるまで出席停止とする。
- ⑤ 児童等又は同居する家族が保健所等が実施する任意のPCR検査等を受けた場合は、検査を受ける意思表示をした日から検査により陰性が確認される日まで出席停止とする。

(4) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の取扱い

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策について十分に説明するとともに、学校園運営方針について理解を得るよう努めたうえで、なお、保護者から感染が不安で学校園を休ませたいと相談があった場合は出席停止扱いとする。

2 感染経路を絶つこと

(1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて児童等に理解させ、手指で目、鼻、口を出来る限り触らせないうよう指導し、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

(2) マスクの着用

学校教育活動（登下校園時含む）においては、原則としてマスクを着用する。
なお、マスクを外した場合には会話は行わない。

(3) 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

そのため、通常の清掃活動の一貫として新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、児童等が行っても差し支えないとする文部科学省の見解が示されていることを受け、通常の清掃活動（トイレ掃除を含む）は児童等が行うこととする。

3 重篤化のリスクの高い児童等への対応

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解を確認し、学校園と相談して、欠席する場合は出席停止扱いとする。

IV 臨時休業の実施の考え方

1 児童等及び教職員に感染が確認された場合

学校園の臨時休業については、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営ガイドライン」に基づき、まずは学校園長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とするが、これにとどまらず、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっている恐れのある範囲に応じて、学校園長と教育委員会が協議のうえ、学級や学年単位など、必要な範囲において臨時休業を実施する。

2 臨時休業の期間

(1) 濃厚接触者等の特定及び全体像の把握のための臨時休業の期間

学校園で感染者が発生した場合、濃厚接触者等の特定及びその他検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間として、概ね数日から 5 日程度（土日祝日を含む。）とする。

(2) 感染拡大防止のための臨時休業の期間

臨時休業の期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童等への影響等を踏まえ、5 日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）とする。

3 登校後の閉鎖

登校後に学級閉鎖等の実施を決定した場合、給食実施日は、可能な限り給食時間を早め、給食終了後に下校させる。

V 児童等及び教職員に感染が判明した場合の保護者への公表

(1) 児童等及び教職員に感染が判明した場合

児童等及び教職員に感染が判明した場合、保護者へお知らせする。

(2) 公表の対象

公表の対象は、感染者の在籍する学校園の保護者とする。

(3) 公表の範囲

感染した児童等の学年及び学年ごとの感染者数（当該日のみ）を学校園から通知する。

ただし、学級閉鎖又は学年閉鎖を実施した場合は、学級閉鎖又は学校閉鎖の対象となった学年、組及び感染者数を学校園から通知する。

(4) 公表の例外

学校園の規模や児童等の感染状況等により、感染者が特定される可能性が高いと学校園長が判断した場合は、感染者の学年等の詳細な情報は非公表とすることができる。

(5) 教職員の取扱い

教職員の取扱いについては、児童等に準ずる。

IV 教育活動

1 登校形態

感染予防対策を徹底したうえで、通常の登校園とする。

2 教育活動

(1) 各教科共通

- (ア) マスクの着用を徹底する。(体育の実技を除く。ただし、身体的距離を十分に確保すること。)
- (イ) 感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- (ウ) 児童等が長時間（1回で15分程度）、近距離（1m以内）で対面形式となるグループワーク等を行わない。
- (エ) 各教室では可能な限り、児童等の間隔を確保する。
- (オ) 近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わない。

(2) 理科

児童等がグループで行う実験や観察は行わない。

(3) 音楽

児童等が行う歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏は行わない。

(4) 図画工作、美術等

児童等が活動する共同制作等の表現や観察は行わない。

(5) 家庭科、技術・家庭

調理実習は行わない。

(6) 体育、保健体育

- (ア) 原則としてマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。
- (イ) 可能な限り屋外で実施する。
- (ウ) 屋内で実施する場合には、十分に換気し、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- (エ) 児童等が密集する運動は避ける。
- (オ) 近距離で組み合ったり接触する運動は避ける。
- (カ) 授業の前後における着替え、運動場や体育館への移動、授業中の教師による指導内容の説明、グループでの話し合いの場面、体育用具の準備及び片付け時など、児童等が運動を行っていないときは、マスクを着用する。

(7) 給食

児童等が向かい合って食べるものがなく、全員が同じ方向を向いて食べる。また、黙食を徹底すること。

(8) 休み時間

休み時間においても、原則としてマスクを着用すること。ただし、屋外において身体的距離が確保できる場合は、一時的にマスクを外してもよい。ただし、屋内に入る時には、再度、マスクを着用すること。また、教室に戻る前には必ず手を洗うよう徹底する。

3 校外から多くの人々が来校する行事

保護者等を学校園内に招く行事（学校説明会等を除く。）は行わない。ただし、既に計画済の学校行事については、マスク着用、消毒はもとより、体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知し、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

4 校外活動（泊を伴う活動を含む）

県外での活動（修学旅行を含む）は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

既に計画済の修学旅行（転地学習を含む）については、行き先の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、延期を含む実施の可否を適切に判断する。また、実施する際には、行き先等で児童生徒及び教職員の感染が発生した場合の対応を十分確認する。

また、市教育委員会が策定した「修学旅行実施に係る指針」に基づき感染防止対策を徹底する。

5 部活動

(ア) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。

(イ) 密集する活動や近距離で組み合ったり接触する運動は避ける。

(ウ) 大きな発声や激しい呼気を伴う運動は避ける。

(エ) 県外での活動（全国大会、近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。

(オ) 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない。ただし、公式試合に向けた県内での練習試合は可とする。

(カ) 活動日及び時間は、平日は4日以内で1日当たり2時間程度、土日はいずれかとし、1日当たり3時間程度とする。

(キ) 部内で感染者を確認した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認、見直しする。

(ク) 中体連などの公式大会等では、事前の健康管理や試合時以外のマスクの着用を徹底するとともに観戦場所の密を避けるなど、感染防止対策を徹底して実施すること。